

2. 各種届出・証明

(1) 住居地等の届出

日本に入国・在留し、在留カードまたは特別永住者証明書の交付を受けた外国人や、日本で生まれた外国人は、住居地の届出をしなければなりません。身分証明書ともいえる「在留カード」は、外出するときはいつも携帯する必要があります。「特別永住者証明書」については常時携帯義務はありませんが、提示を求められたときは、これに応じる必要があります。

◆在留カード

主要な空港から入国する外国人には、入国時に空港で在留カードが交付されます。それ以外の空海港から入国する外国人には、後日在留カードを交付する旨が、旅券に記載されます。(ただし、短期滞在等の3か月未満の在留資格で入国する場合には、在留カードは交付されず、住民票も作成されません)

日本で生まれた外国人は、入国管理局で在留の許可が出たあとに、在留カードが交付されます。(なお、在留許可の申請は、出生した日から30日以内に行う必要がありますので、忘れずに行ってください)

◆住居地の届出

在留カードや特別永住者証明書の交付を受ける外国人は、法務大臣に対し、住居地の届出を行わなければなりません。転入・転居・転出等、住居地の変更を行う場合は、異動の事実が発生した日から14日以内に必ず市役所の窓口へ届け出てください。住居地の届出には、在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。

※ 転出するときは転出届を行い、転出証明書の交付を受ける必要があります。この転出証明書は新住居地で転入届を行う際に必要です。

◆住居地以外の届出

【中長期在留者】

在留カードに記載されている、住居地以外の項目の変更申請やカードの再交付などについては、出入国在留管理庁での手続きが必要です(市役所では手続きできません)。

【特別永住者】

特別永住者証明書に記載されている居住地以外の項目の変更申請や証明書の切替申請、再交付申請は市役所市民課で手続きを行います。

◆続柄について

住民票に世帯主との続柄を記載しようとするときや、続柄を変更しようとするときは、続柄を証する公的な書類が必要です。（例 出生証明書や婚姻証明書など）また、公的な書類が外国語で書かれている場合は原本とその訳文も必要です。続柄を証する書類が提示できないときは、同居人として記載されます。

◆通称について

日本で生活する上で、住民票に通称の記載が必要な場合は、通称を記載することができます。一度記載した通称は原則として変更は出来ません（婚姻による変更等を除く）。通称の記載には、大きく2つの方法があります。

① 親や夫・妻の氏を名乗る場合の記載方法

必要書類 親や妻・夫の氏（名乗る氏）が確認できる書類（戸籍謄本等）
本人と親や夫・妻との続柄を証する公的な書類（婚姻証明書・出生証明書等）
※外国語の書類の場合はその訳文も必要

② それ以外の場合の記載方法

必要書類 日本で生活する上で通称を使用していることが客観的に明らかとなる資料2点以上
（社員証、学生証、健康保険の被保険者証、預金通帳等）
※発行元が同じものは1点とみなす

通称の記載を希望される場合は、市民課へお問い合わせください。

市民課	65-6511
-----	---------

注意 外国人登録原票について

平成24年7月9日の法改正に伴い、外国人登録原票は全て出入国在留管理庁が保管することになりました。平成24年7月8日以前の情報（旧住所等）についての証明が必要な場合は、下記へ請求してください。

※問合せ先および請求書等の提出先

出入国在留管理庁総務課情報システム管理室出入国情報開示係
所在地：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F
電話：03-5363-3005
窓口/電話受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝・年末年始は休庁）
www.moj.go.jp/isa/applications/disclosure/foreigner.html

(2) 戸籍に関する届出

次のようなときは届出をしてください。届出窓口は、市民課、北部合同庁舎くらし窓口課、または各支所窓口です。死亡届は、市民課、くらし窓口課、浅井支所窓口、高月支所窓口のみ届出が可能です。

このようなとき	種類	届出期間	必要なもの
こどもが生まれたとき 	出生届	生まれた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届書（出生証明書） ・届出人の印鑑（※1参照） ・健康保険証 ・母子健康手帳 ・父、母の国籍証明書（パスポートなど） ・父、母の在留カードなど 必要な持ち物・関連する手続きはこちらから（手続きガイド妊娠・出生ページ）ご確認ください。 
死亡したとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届書（死亡診断書） ・届出人の印鑑（※1参照） ・国民健康保険被保険者証（加入している人のみ） ・福祉医療費受給券（助成券）（該当する人のみ） ・国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（該当する人のみ） ・後期高齢者医療被保険者証（該当する人のみ） ・介護保険被保険者証（該当する人のみ） ・印鑑登録証（登録している人のみ） ・在留カードなど 必要な持ち物・関連する手続きはこちらから（手続きガイド死亡ページ）ご確認ください。 
結婚するとき 	婚姻届	期間の定めはありません。（届出により法律上の効力が発生します。）	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届書（証人欄の記入も必要です） ・夫、妻の国籍証明書（パスポートなど） ・婚姻要件具備証明書（原本とその訳文） ・夫、妻それぞれの印鑑（※1参照） ・届出人の本人確認ができる書類（在留カード、運転免許証、パスポートなど） 注）国籍によっては、他の書類が必要な場合がありますのでお問合わせください。 外国籍の方の婚姻届出に必要な書類は下記のURL（市ホームページ）をご確認ください。 https://www.city.nagahama.lg.jp/0000012559.html

離婚するとき	離婚届	協議離婚の場合は期間の定めはありません。(届出により法律上の効力が発生します。)	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚届書(協議離婚の場合は、証人欄の記入も必要です) ・国籍証明書(パスポートなど) ・届出人の印鑑(※1参照) ・届出人の本人確認ができる書類(在留カード、運転免許証、パスポートなど) 注)国籍によっては、他の書類が必要な場合もありますのでお問合わせください。 注)国籍によっては、協議離婚ができない場合もありますのでお問合わせください。
--------	-----	--	---

※1 外国人は印鑑に代えて署名で届出することができます。

(3) 印鑑登録

日本では、サインの代わりになるものとして印鑑(いんかん)を使います。印鑑には、日頃からよく使う「認印」と重要な書類に使う「実印」があります。

「認印」は、たとえば宅配の荷物の受け取りなどサインと同じような意味で使う小型の印鑑です。

「実印」は、「印鑑登録」をした印鑑のことをいいます。長浜市に住民登録している人が印鑑登録できます。また登録できる印鑑は一人一個に限ります。※ただし、15歳未満の人および意思能力を有しない人は登録できません。

印鑑登録をした人には、「印鑑登録証(カード)」を交付します。

◆印鑑登録をするとき

区 分	必要なもの	備 考
本人が申請する場合	登録する印鑑 顔写真のある本人確認ができる書類(在留カード等、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど) または、保証書	即日登録できます。 ※顔写真のある本人確認ができる書類がない場合、即日登録できません。
代理人が申請する場合	登録する印鑑 委任状 申請者本人および代理人の名前が確認できる官公庁が発行した書類(在留カード、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳など)	本人確認及び登録意思確認のため登録申請者の住所登録地に照会書を郵送しますので、登録までに日数がかかります。

注) 次のような印鑑は登録できません。

- ・住民票に記載されている氏名、氏、名もしくは通称、または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたものを表していないもの
- ・職業、資格など氏名または通称以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印、プラスチック印鑑等で変形しやすいもの
- ・印影が不鮮明なものや、文字の判読ができないもの
- ・外枠のないものや破損、摩滅しているもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは1辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・同じ世帯の方の実印と印影が著しく類似しているもの

◆印鑑登録証(カード)・印鑑をなくしたとき、印鑑登録を廃止するとき
登録している本人が速やかに亡失届または廃止申請の手続きに市役所へ来てください。

◆印鑑登録証明書

日本では、土地や家、車を購入するときなどの重要な書類に実印や「印鑑証明書」が必要となります。印鑑登録証明書が必要な場合には、「印鑑登録証(カード)」を持って、市民課、くらし窓口課(北部合同庁舎内)または各支所窓口で申請してください。

マイナンバーカードを利用してコンビニ等のマルチコピー機で取得することもできます。

(4) マイナンバー(個人番号)カード

「マイナンバー(個人番号)カード」は、セキュリティに優れたICカードで、公的な身分証明書として利用でき、コンビニ等証明書交付サービスの利用やe-Taxなどの電子申請が可能です。

◆カードの申請等(初回発行手数料は無料です。)

カードの交付を希望される方は、通知カードについている交付申請書に必要事項を記入し、交付申請書受付センターへ郵送してください。(パソコン、スマートフォンからも申請できます。)

なお、交付申請書がない場合は、市民課にお問い合わせいただければ、郵送(転送不要)にてご自宅へ交付申請書を送付いたします。

また、市役所では申請の受付・支援を行っており、マイナンバーカードの申請に必要な顔写真を無料で撮影しています。

カードの受け取りは、申請から約1ヶ月かかります。カードが市役所に届きましたら、ご自宅に通知を送ります。

◆カードの有効期間

永住者以外の外国人は、在留カードに記載されている在留期間満了日がマイナンバーカードの有効期限です。

なお、永住者のうち18歳以上の方は交付後10回目(未成年の方は5回目)の誕生日がカードの有効期限です。なお、カードに搭載されている電子証明書の有効期限は、交付後5回目の誕生日です。

◆コンビニ等証明書交付サービス

カードを利用して、証明書をコンビニエンスストア等で取得できるサービスです。交付できる証明書は「住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」、「戸籍証明書」、「戸籍の附票の写し」、「印鑑登録証明書」、「所得証明書（長浜市で課税されている人の最新年度分を含む5年間分）」です。

証明書の交付手数料は、市役所窓口より150円お得です。証明書の交付は、たいへんお得で便利なコンビニ等証明書交付サービスをご利用ください。

(5) 窓口案内

(1) 通常の業務時間

【時間】午前8時30分～午後5時15分

※ただし、土・日・祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休みです。

(2) 延長窓口

戸籍・税金関係の証明書交付や納税相談などの窓口は、次のとおり時間延長しています。

【開設窓口】長浜市役所市民課、税務課、滞納整理課、保険年金課

北部合同庁舎くらし窓口課

【開設曜日】毎週木曜日（祝日・年末年始除く）

【開設時間】午後7時まで

【取扱内容】

本庁舎

1. 戸籍・住民票・印鑑登録証明書などの交付（市民課）
2. 印鑑の登録・廃止（市民課）
3. マイナンバーカードの手続き（申請・交付・暗証番号変更・更新等）（市民課）
4. 税務関係の各種証明書の交付（税務課）
5. 市税の納付（税務課、滞納整理課）
6. 納税相談（税務課、滞納整理課）
7. 国民健康保険・国民年金・福祉医療・後期高齢者医療制度の諸手続き（保険年金課）
8. 国民健康保険料の納付（保険年金課）

北部合同庁舎

1. 戸籍・住民票・印鑑登録証明書などの交付
2. 印鑑の登録・廃止
3. マイナンバーカードの手続き（申請・交付（予約制）・暗証番号変更等）
4. 税務関係の各種証明書の交付
5. 市税・国民健康保険料の納付

* 詳しくは市民課にお問い合わせください

市民課

65-6511

